事務連絡

令和６年４月２日

認知症対応型共同生活介護事業所　管理者　様

島根県健康福祉部高齢者福祉課

（施設サービス係）

令和６年度外部評価実施回数特例適用について

このことについて、適用を希望される事業所は、下記により申請書をご提出ください。

記

１．特例適用対象事業所

　　令和５年度に外部評価を実施し、下の①～⑤の要件を全て満たす事業所

　　①過去に外部評価を5年間継続して実施していること

　　　　※特例適用を受け、外部評価を実施しなかった年は、自己評価をもって実施とみなす。

※令和3年4月1日から始まった「運営推進会議を活用した評価」については、特例適用要件における「実施」には含まれず、①の要件を満たさない。（運営基準上では実施したとみなされます。詳細については「介護保険最新情報Vol.953（令和３年３月29日付）」の問27を参照）

　②「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」を市町村に提出していること

　③運営推進会議を過去１年間に6回以上開催していること

　　④運営推進会議に、事業所の所在する市町村の職員又は地域包括支援センター職員が原則出席していること

　　⑤「自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目2，3，4，6の項目の実践状況（外部評価）が適切であること

　　※令和５年度に特例適用が認められ外部評価を実施しなかった事業所は、令和６年度は外部評価等を実施する必要があります。

２．提出期限

（１）令和５年度の外部評価の公表日が、令和６年４月１日までの事業所　　　　令和６年４月15日

（２）令和５年度の外部評価の公表日が、令和６年４月２日以降の事業所　　　　公表日から14日以内

３．提出書類

・外部評価実施回数特例適用申請書(第1号様式)

・添付書類１　運営推進会議の議事録(写し)　　※出席者(所属と氏名)及び議事の内容が分かるもの

・添付書類２　過去5年間の外部評価実施状況(訪問調査日時等)が分かるもの

※令和５年度分は、「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」の写しも添付してください。

４．提出先

《電子申請サービス》　下記アドレス（HPにも掲載）

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shimane/smart-apply/apply-procedure/0784706473330951525>

《メール》　kaigo-shido@pref.shimane.lg.jp

《郵送》〒690-8501　島根県松江市殿町1番地　島根県健康福祉部高齢者福祉課　外部評価担当者あて

５．申請書等様式の掲載先（島根県ホームページ）

トップ > 医療・福祉 > 福祉 > 高齢者福祉 > 介護保険(事業者向け) > 地域密着型サービス

別紙　提出書類についての留意事項

特例適用申請書

　・記載内容に漏れがないよう、ご確認の上ご提出ください。

・介護予防認知症対応型共同生活介護の指定を受けている場合は、事業種別に記入してください。

×認知症対応型共同生活介護のみを記載

○認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の両方を記載

添付書類１

・出席者(所属と氏名)及び議事の内容が分かるものを提出してください。

×地域包括支援センター　１名

○地域包括支援センター　（役職）　（名前）様

・過去１年分の議事録を提出してください。

×５回分、またはそれより少ない回数しかない（基準を満たさない）

×「前年」分を提出（１月から１２月）

○直近12か月で６回以上実施したことがわかるよう、提出

添付書類２

・過去５年分の実施状況がわかるよう、提出してください。

×実施通知等、実施する予定の時点での書類

○外部評価結果

※過去の特例適用通知を添付されれば、それ以前の記録は不要です

（特例適用により、それ以前の過去５年間実施していることの根拠となる）

・市町村の結果受理日がわかるよう、提出してください。

×受理日が空欄のまま提出

○受理日を記載して提出

　※受理日が印字されていることを求めるものではなく、わかるように提出してください。

　　例えば、提出した日をメモしておく、保険者から受理通知等があれば、写しを添付する　など

・直近年のものは、「自己評価及び外部評価結果」（多くの場合、９枚組）及び「目標達成計画」の写しも添付してください。

提出書類の例

　・申請書

　・運営推進会議の議事録６回分

　・２年前の外部評価実施回数特例適用通知の写し

　・１年前の外部評価結果